

LS後期転入
2・3年（地方）

受験番号

2013年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

（180分）

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問 1〕～〔設問 3〕に答えなさい。

〔事例〕

X は、A の認知を受けた非嫡出子である。Y は、A の養子であり、A の嫡出子たる地位を有する者である。A は大資産家の一人息子として生まれ、家を継ぐことが宿命づけられた存在であった。そのため、A の配偶者選びに関しても、A の両親からの介入が多く、A の希望する相手との婚姻が認められることはなかった。X の母親 B も A との婚姻が認められなかった一人である。

A と B とは、A の両親の反対があつて婚姻が認められなかったため、同居はしていなかった。ただ、1990 年 4 月、ふたりの間に X をもうけ、A は、B と X の住居費、食費、その他生活費用のほとんどを負担していた。また A は最低でも週に 1 度のペースで X とともに暮らす B の家庭に訪問し、一緒に団らんを過ごしてきた。さらに、A は、X をかわいがり、幼稚園や学校の行事にも参加するなどし、2000 年 4 月に X から提起された認知の訴えにおいては、特にこれを争わなかった。なお、A はこれまで一度も婚姻したことがなく、養子である Y とともに生活を共にすることはなかった。なお、A の相続人は、非嫡出子たる X と嫡出子たる Y の 2 名のみである。

2013 年 4 月、A は不慮の事故で死亡した。A の財産が合計 30 億円だったため、X が Y に対し 15 億円の遺産の受け取りの意思表示をしたところ、Y からは、X の相続分は 10 億円であるとの返答があつた。これに対し、X は、平等な遺産分割を求め、家庭裁判所に審判を申し立てた。

〔設問 1〕

民法 900 条 4 号ただし書き前段の立法理由はなにか。判例に即して、答えなさい。

〔設問 2〕

X の立場から、民法 900 条 4 号ただし書き前段自体の違憲性を主張するとすれば、あなたはどのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

〔設問 3〕

X の立場から、民法 900 条 4 号ただし書き前段自体の合憲性は認めつつ、平等な遺産分割を主張するとすれば、あなたはどのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

〔事例〕

- 1 Aは、平成16年2月1日、A所有の本件建物をBに賃貸した。賃料は月額20万円、敷金50万円との約定であり、賃貸借契約当日、Aは、敷金50万円の交付をBから受けて、本件建物をBに引き渡した。
- 2 Aは、平成19年2月1日、本件建物をCに売却して、Cに対する所有権移転登記がされ、これに伴い、賃貸人の地位もCに移転した。この時点で、敷金が充当される滞納賃料は20万円であった。また、Bは、Cに対し、敷金としてさらに30万円を交付した。
- 3 Bは、平成22年2月1日、本件建物賃借権をDに譲渡し、Cの承諾を得た。この時点で、敷金が充当される滞納賃料は20万円であった。また、Dは、Cに対し、敷金としてさらに30万円を交付した。
- 4 CD間の賃貸借契約は、平成25年1月31日に終了し、同日、Dは、本件建物をCに明け渡した。この時点で、敷金が充当される滞納賃料は20万円であった。

〔設問1〕

平成19年2月15日の時点で、BがAに対して敷金の返還を請求した場合、この請求は認められるか。

〔設問2〕

平成22年2月15日の時点で、BがCに対して敷金の返還を請求した場合、この請求は認められるか。

〔設問3〕

平成25年2月15日の時点で、DがCに対して敷金の返還を請求した場合、この請求は認められるか。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

甲(54 歳)は、平成 23 年 7 月 15 日に、大学時代の恩師である A に対し、金銭消費貸借契約に基づき弁済期を平成 24 年 1 月 15 日として 100 万円を貸し付けていた。弁済期を経過しても A が返済しないので、甲は、同年 3 月 20 日及び同年 7 月 20 日に督促の電話をかけたが、A は、「そのうちに返すから。」と返事をしたものの一向に返済する様子が見られなかった。そこで、同年 8 月 25 日、甲は、無職の長男乙(27 歳)を A 宅に行かせ直接 100 万円を返してもらおうと考え、乙に上記事情を説明した上、「A さんの家に行って 100 万円を返してもらって来て欲しい。ただ返せといってもなんだかんだで返してくれない恐れがあるので、『父が交通事故で倒れて入院費用がかかることになったので今すぐ返してほしい』とでも言って返してもらって来てくれ。100 万円返ってきたら、お前に 10 万円やるから」と依頼した。乙は、甲からこれまでの事情を聞き、詐言でも使わない限り A は返済しないだろうと思い甲の依頼を了承した。

乙は、翌 8 月 26 日、A 宅を訪ね、A に対し「父が交通事故で入院したので、緊急にお金が必要になりました。100 万円を今すぐ返してください。」と言って返済を迫ったが、A は「そんな話は嘘っぱちだろう。こちらも仕事はうまくいっていないので今すぐには返せない。あと少し待ってもらわないと。」と答えた。そこで、乙は、このままでは今日も返してもらえないと思い、暴力団関係者の知人などいないのに、「いい加減にしろ。俺をなめているのか。俺にはやくざの知り合いもいるんだ。お前の家族の命が惜しくなかつたら今すぐ払え。」と強い口調で言った。A が「100 万円もの大金は、今すぐ用意はできない。」と答えると、乙は、「少しの時間待ってやる。サラ金でもどこでもいいから借りてこい。」と言って返済を強く迫った。A は、今すぐ払わなければ家族の身に危険が及ぶかもしれないと恐れ、近くの消費者金融機関に出かけ高金利で 100 万円を借りて乙に手渡した。乙は、帰宅後、甲に A 宅での様子を報告し 100 万円を渡したが、甲は、乙が脅し取るという卑劣な手段をとったことに腹を立て、「何で脅したりしたんだ。A さんとの関係がこじれたらお前のせいだ。俺のメンツも丸つぶれだ。」と大声で乙を怒鳴りつけた。

〔設問〕

甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しながら論じなさい(特別法違反を除く)。